

ID: 208

担当部署: 上下水道課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町公共下水道条例 第31条本文		
例規番号	平成17年条例第146号		
<p>【根拠条文】 (延滞金)</p> <p>第31条 町長は、この条例及び法の規定により徴収する使用料その他の収入(以下「使用料等」という。)を納期限までに納付しない者があるときは、当該使用料等の金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、納期限までに使用料等を納付しないことについてやむを得ない理由があると認めた場合においては、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日